

令和7年度 和水町プレミアム付商品券「なごみん」事業 実施要項

和水町商工会

1 発行の目的

原油価格高・物価高騰・新型コロナウイルス感染症等により落ち込んだ消費を喚起し、町内商工業の振興を図り、地域経済を活性化させると同時に消費者の生活支援と消費購買力の流出防止、町内各事業所の売上向上を目的として、プレミアム商品券を発行・販売する。

2 事業の概要

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 商品券の名称 | プレミアム付商品券「なごみん」 |
| (2) 商品券の種類 | 共通商品券 |
| (3) 事業主体者 | 和水町商工会 |
| (4) 事業支援者 | 和水町 |
| (5) 販売価格 | 共通商品券 1冊5,000円(500円券×13枚綴り) |
| (6) 販売数量 | 共通商品券 4,000冊 |
| (7) 販売対象 | 和水町町民 ※町外在住で、町内事業所勤務者は購入できない |
| (8) 利用方法 | 取扱店が取り扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払 |

3 発行額及びプレミアム率

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 発行額 | 26,000,000円 |
| (2) プレミアム率 | 30%(5,000円で6,500円分の共通商品券) |

4 商品券の販売方法

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 販売(先着順) | 令和7年10月12日(日)・13日(月) 午前10時～午後4時
①和水町中央公民館(役場本庁裏) 和水町江田 3883-1
②和水町三加和公民館 和水町板楠 76 |
| (2) 上記販売で完売出来なかった場合 | 令和7年10月14日(火)から完売まで(平日:午前9時～午後4時)
和水町商工会本所 和水町瀬川 3613-1 |
| (3) 購入限度 | 1人 4冊まで (20,000円) |
| (4) 購入手続 | 販売窓口において購入申請書に氏名、住所等記入。(家族のみ代理購入可)
※本人含むご購入の方全員の免許証等の身分証の提示をお願いします。 |

5 使用期間

令和7年12月31日(水)まで

6 取扱店の登録

- | | |
|------------|---|
| (1) 資格要件 | ① 和水町内の事業者であること
② 商品券実施要項を遵守できること |
| (2) 対象外事業所 | ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うもの
② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
③ 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、 |

暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)または、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

- (3) 登録申請期間 令和7年9月16日(火)～令和7年9月25日(木)
平日のみ 午前10時～午後4時(土日祝祭日を除く)
9月26日(金)以降も登録可能ですが、チラシに掲載されません。
- (4) 登録場所 和水町商工会本所 和水町瀬川 3613-1
- (5) 登録方法 「商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、窓口に提出。
※登録頂いている事業所は申し出がない限り自動更新となります。
- (6) 新規登録料 1,650円(税込)。

7 商品券の使用制限

- (1) 次に示す内容について商品券の利用は出来ない
- ①出資や金融商品の購入(株式、債券等)
 - ②商品券、切手、印紙、プリペイトカード等の換金性の高いものの購入
 - ③たばこ
 - ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等購入及び事業用資産のリフォーム
 - ⑤国や地方自治体への支払い
 - ⑥債務の支払い(電気、ガス、水道料金、振込手数料等)
 - ⑦土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場等の不動産に係る支払い
 - ⑧風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業に係る支払い
 - ⑨特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑩医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品含む)
 - ⑪商品券の使用期間開始前に提供された商品又はサービスに対する支払い
 - ⑫対価を得て行われる取引にあたらぬ寄附金等の支払い
 - ⑬本事業の目的(消費喚起等)にそぐわない支払い
- (2) 商品券の使用にはつり銭は出さない。また、交換及び払い戻しは行わない。

8 商品券の換金

- (1) 換金申請期間 令和7年10月14日(火)～令和8年1月30日(金)
午前10時～午後4時 ※土日祝日・年末年始を除く
- (2) 換金申請窓口 和水町商工会本所 和水町瀬川 3613-1
和水町商工会三加和支所 和水町板楠 70(役場三加和支所内)
※三加和支所は、毎週【火・木】曜日のみ開館(祝祭日は休館)
- (3) 換金申請方法 ①回収した商品券の裏面に事業所名を記入、押印のうえ「換金申請書」を添えて換金窓口に提出する
②本会で回収商品券の確認後、予め届けられた金融機関の口座に振り込む。
※その際の振込手数料は本年度のみ無料とする。
- (4) 換金手数料 無 料
- (5) 換金期日及び振込期日 毎週金曜日締め、翌週金曜日振込
(令和7年12月27日(土)～令和8年1月4日(日)は閉所)

9 取扱店の責務

- (1) 加盟店舗であることが明確になるよう、ポスター等を消費者が分かりやすい場所に掲示する事
- (2) 持ち込まれた商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに商工会及び警察まで報告する事
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合は、釣銭を出さない事。また、不足分は現金等で受け取る事
- (4) **取扱店関係者が自ら商品券を購入し、自店舗および自事業所で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為を絶対にしない事**
- (5) 回収した商品券を換金に回さずに、他の取扱店で再使用しない事
- (6) その他、本事業の趣旨に反する行為は絶対に行わない事
※不正行為や疑わしい行為と判断した場合は、それ以降の商品券取扱は中止し、取扱店の登録を取り消す事とする。登録の取消に伴う店舗の損失については、和水町商工会は一切補償しない。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある。
- (7) 使用期間を過ぎた後、商品券を受け取らないこと

10 その他、注意事項等

- (1) 偽造商品券対策
取扱店は、消費者から商品券を受け取る際は、偽造されたものでないかを十分に確認する
(※偽造対策を施した見本商品券等と照合し、確認すること)
- (2) 独自セール等
取扱店や商店街等において本事業に関連した独自の販売促進活動等を行うことは差し支えない
- (3) のぼり旗を購入される場合は1枚550円(税込)にて販売する
- (4) 「なごみん」登録済内容を変更する時は、登録変更届をFAXまたは商工会窓口に提出する
- (5) **取扱店を解約される時は、登録解約届をFAXまたは商工会窓口に提出する**
- (6) 「募集要項」に記載されていない事項は、商工会へお問い合わせください

商品券に関する問合せ先 和水町商工会 本所 和水町瀬川 3613-1 電話：0968-86-2127 FAX:0968-86-4514
